

災害時の避難所等における外部給電可能な車両からの
電力供給の協力に関する協定書

姫路市

姫路三菱自動車販売株式会社

三菱自動車工業株式会社

災害時の避難所等における外部給電可能な車両からの電力供給の協力に関する協定

姫路市（以下「甲」という。）と姫路三菱自動車販売株式会社（以下「乙」という。）及び三菱自動車工業株式会社（以下「丙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、姫路市内において災害が発生した場合に、甲、乙及び丙が相互に連携し、円滑な災害応急対策を実施することを目的として、避難所等における外部給電可能な車両からの電力供給の協力について必要な事項を定める。

（外部給電可能な車両等の種類）

第2条 甲が乙に対して要請する外部給電可能な車両は、次に掲げるものとする。

- （1）電気自動車
- （2）プラグイン・ハイブリッド自動車
- （3）前二号に掲げるもののほか、自動車からの外部給電に必要な機器

（協力の要請）

第3条 甲は、災害の発生時における応急対策のため、乙が保有する電動車両等（第2条に規定する外部給電可能な車両等をいう。以下同じ。）の貸与を必要とする場合は、丙に対し電話等により当該貸与に係る要請を行うものとする。この場合において、当該要請を受けた丙は、乙が貸与することが可能な電動車両等を確認し、乙と調整の上、当該要請に係る対応について甲に連絡するものとする。

2 前項に規定する連絡を受けた後、甲は、乙に対し、電動車両等の貸与について要請書（様式1号）により要請するものとする。

3 乙は、前項の規定により要請があったときは、危険性を考慮し、業務に支障を来たさない範囲で、乙が保有する電動車両等を甲に優先的に貸与するよう努めるものとする。

4 丙は、第2項の規定により甲が要請する電動車両等の種類及び数量等に関し、乙が保有する電動車両等を貸与することが困難な場合は、電動車両等の確保に努めるものとする。

（電動車両等の引渡し）

第4条 乙は、前条の規定による甲からの要請を受け、電動車両等を貸与する場合は、乙が甲の指定する場所に運搬し、引渡しを行うものとする。乙が車両等運搬不可能な場合は、甲、乙両者で協議し、引渡しの方法を調整するものとする。

（貸与期間）

第5条 電動車両等の貸与期間は、災害発生から1週間程度とする。期間変更の必要がある場合は、甲、乙及び丙が協議の上、決定するものとする。

(報告)

第6条 乙は、第3条の規定による甲からの要請を受け、電動車両等を引き渡した場合は、甲に対し速やかに電動車両等の貸与報告書(様式2号)を提出するものとする。

(電動車両等の返却)

第7条 乙が甲に貸与した電動車両等の返却時期及び返却場所については、甲、乙が協議の上、決定する。

(費用負担)

第8条 貸与期間中の電動車両等に係る費用(電気代、燃料代、その他消耗品等に係る費用をいう。)については、甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、発災直前における適正な価格を基礎として、甲、乙及び丙が協議の上、決定するものとする。

(費用の支払)

第9条 甲は、乙から前条の費用の支払請求があった場合は、速やかに乙に支払うものとする。

(賠償)

第10条 電動車両等の貸与期間中に生じた損害の賠償については、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 甲の責めに帰すべき事故により、第三者に与えた物的又は人的損害、もしくは電動車両等に生じた損害については、甲が補償責任を負うものとする。ただし、当該帰責事由が不明な場合は、甲、乙及び丙が協議の上、その賠償に当たるものとする。

(2) 自動車保険が適用される場合の取扱いは、次条の規定による。

(自動車保険の取扱い)

第11条 乙は、電動車両等の貸与に当たり乙の負担により自賠責保険及び任意保険に加入するものとし、甲は貸与期間中に事故が発生した場合は、速やかに乙へその旨を連絡し、乙の加入している保険の適用を受けるものとする。

2 前項に規定する保険の適用に保険会社免責分(保険加入者負担分)が発生した場合は、原則甲が負担するものとする。

(使用上の留意事項)

第12条 甲は、貸与を受けた電動車両等を次のとおり使用するものとする。

(1) 使用条件を守り、極力、安全な場所で使用する。

(2) 原則として、姫路市内で使用する。

(3) 電動車両等が故障又は何らかの原因により使用できなくなった場合は、第14条第3

項の規定により、乙に速やかに報告する。

(連絡責任者)

第13条 甲、乙及び丙は、この協定に関する連絡責任者を事前に定め、連絡責任者届(様式3号)により相互に報告するものとする。また、当該連絡責任者に変更が生じた場合は、その都度、相互に報告するものとする。

(電動車両等の情報提供)

第14条 乙及び丙は、甲から求められた場合、災害時に電動車両等の情報を甲に提供するものとする。

2 甲は、乙及び丙から求められた場合、貸与された電動車両等の使用状況に関する情報を、適宜、乙に提供する。

3 甲は、貸与期間中、電動車両等に不調が生じた場合等、災害応急対策を進めるに当たり問題が発生した場合は、速やかに乙に連絡し、甲、乙及び丙で対応を協議する。

(訓練等)

第15条 乙及び丙は、この協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、必要に応じて、甲が行う防災訓練等に参加するものとする。

2 前項に規定する訓練の協力に要する費用は、原則として乙又は丙の負担とする。

(普及・周知活動)

第16条 甲、乙及び丙は、市民の自助による減災を促進するため、電動車両等の普及や災害時の車中泊の周知について、協力して取り組む。

(協議)

第17条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じた場合は、甲、乙及び丙が協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第18条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の2か月前までに、甲、乙及び丙のいずれからも書面による異議の申出がない限り、有効期間満了の日の翌日から起算して更に1年間有効とし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和3年（2021年） 8月 18日

甲 姫路市安田四丁目1番地
姫路市
姫路市長 清元 秀泰

乙 姫路市花田町一本松字深田89番地
姫路三菱自動車販売株式会社
代表取締役社長 西原 興一郎

丙 東京都港区芝浦三丁目1番21号
三菱自動車工業株式会社
取締役 代表執行役社長 兼 最高経営責任者 加藤 隆雄

(様式 1 号)

年 月 日

災害時における電動車両等の貸与要請書

会社名	
代表	様

姫路市長

姫路市と姫路三菱自動車販売株式会社及び三菱自動車工業株式会社との協定第 3 条第 2 項の規定に基づき、次の通り要請します。

担当者	部署 氏名 電話番号 FAX 番号 メールアドレス
口頭・電話等による要請日時	年 月 日 時 分
貸与要請理由	
電動車両等の種類・数量	種類 数量
貸与場所	住所
貸与期間	年 月 日 ~ 年 月 日
その他必要な事項	

(様式 2 号)

年 月 日

災害時における電動車両等の貸与報告書

姫路市長

会社名 代表

姫路市と姫路三菱自動車販売株式会社及び三菱自動車工業株式会社との協定第 6 条の規定に基づき、次の通り報告します。

担当者	部署 氏名 電話番号 FAX 番号 メールアドレス
電動車両等の種類・数量	種類 数量
貸与場所	住所
貸与期間	年 月 日 ~ 年 月 日
その他必要な事項	

(様式3号)

年 月 日

連絡担当部署報告書

団体・会社名

姫路市と姫路三菱自動車販売株式会社及び三菱自動車工業株式会社との協定第13条の規定に基づき、次の通り報告します。

(年 月 日現在)

第一順位 部署 氏名 電話番号 FAX番号 メールアドレス	
第二順位 部署 氏名 電話番号 FAX番号 メールアドレス	
第三順位 部署 氏名 電話番号 FAX番号 メールアドレス	

※電話番号については緊急時にも繋がるものが望ましい